

シリーズ 激動中国

パリ協定後の気候変動政策

金 振

博士(法学)、(公財)地球環境戦略研究機関 気候変動とエネルギー領域
研究マネージャー／主任研究員



その24 中国全国炭素排出量取引制度の実施とその意義：その1

2162の事業などが対象

2021年7月16日、中国全国炭素排出量取引制度(ETS)のオンライン取引が正式にスタートした。全国ETSが導入できた背景には、中国政府が2013年から九つの地域・都市を対象に、順次、展開してきたパイロットETS事業(政府公認は七つ、四川省と福建省は除く)のノウハウがある。

全国ETS制度は、発電・熱供給事業者や自家発電設備を保有する他の事業者(医薬、石油化学、金属製造、化学繊維、食品製造、製紙など)などの内、2013-2019年の任意1年間の温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量が2万6000tCO₂以上の2162事業者である。対象事業者らによる合計排出量は45億t前後であり(規制排出量)、中国全体CO₂排出量の4割前後を占める。

これは、2005年からスタートしたEU-ETSの規制排出量20億tのおよそ2倍に相当し、現時点における世界最大規模のETSとなった。

単年度の義務履行が求められる

原則、対象事業者は、国が指定した期限をめぐり、前年度における実際排出量に相当する排出枠を行政に提出する義務がある。排出枠とは、行政によって事業者に配布される排出許容量の証票のことであり、ETS市場においてt/CO₂単位で取引できる。対象事業者の実際の排出量が配布された排出枠の範囲を超えた場合、事

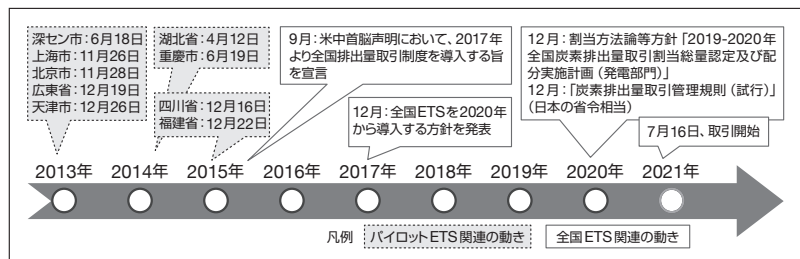
業者は差額に相当する排出枠を市場から調達する必要がある(排出枠清算義務)。

ただ、2021年に限り、特例措置として事業者に2年分の排出枠(2019年、2020年)が配布され、清算義務履行日は12月31日までとした。一方、対象事業者は、義務履行期限を待たず、随時、ETS市場において自身が保有する排出枠の売出し、または他の事業者の排出枠の買入れは可能である。

パイロットETSと全国ETSの関係

パイロットETSの対象事業者であっても、全国ETS制度の適用基準を満たした場合、2021年以降は、原則、全国ETSに移行する。ただ、全国ETS制度に関する割当方法論や事業者名簿「2019-2020年全国炭素排出量取引割当総量設定及び配分実施計画(発電部門)」「(割当方法論等方針)の決定時期が予定より遅れたことを勘案し、すでにパイロットETSの排出枠の配布決定を受けた事業者は、該当年度限りパイロットETSの仕組みに残る特例措置が取られた。パイロットETSは、当面、全国ETSと並行して運営できるが、全国ETSの対象業種が拡大されるにつれ、長期的には全国ETSに移行する見通しである。

●炭素排出量取引制度 導入の経緯



出典: 公開資料に基づき、筆者作成